

評価人候補者募集要領

山形地方裁判所

不動産執行事件の評価人候補者の募集を次のとおり行います。

受付期間	平成29年9月15日（金）～同年11月15日（水） （送付による提出の場合は、同年11月15日（水）必着）
申込資格	次の要件をすべて満たす者 (1) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の資格を有すること。 (2) 山形地方裁判所の管轄区域内に事務所を有すること。 (3) 年齢が、原則として、満65歳以下であること。ただし、選考委員会が相当と認める場合は、満70歳以下であること（平成30年4月1日現在）。 (4) 次の不適格事由のいずれかに該当する者又はこれと同視できる者でないこと。 ア 自ら宅地建物取引業を営む者 イ 宅地建物取引業を目的とする会社又は団体の役員である者 ウ 宅地建物取引業を目的とする個人、会社又は団体に従事して宅地建物取引主任者としての業務をする者 エ 不動産の鑑定評価に関する法律第40条第1項又は第2項の規定による禁止処分を受け、その禁止の期間中にある者
選考方法	書面選考 申込資格等を審査し、平成29年12月15日（金）以降、結果を本人に通知します。 面接試験 書面選考合格者に対して平成30年1月中に行います。この試験は、経歴、健康状態等のほか、民法、民事執行法等の競売不動産の評価に必要な法律知識等について質問します。日時、場所等は、書面選考の結果通知の際にお知らせします。なお、現行の評価人候補者名簿に登載された者については、免除される場合があります。
評価人候補者としての登録予定日	平成30年4月1日付け当庁の評価人候補者名簿に登録されます。 （評価人候補者名簿に登録された場合は、具体的な事件処理に際し、評価人として評価命令を受けることとなります。この名簿の有効期間は2年です。）
名簿登録予定人数	15名程度
申込方法	次の募集書類に所要事項を記載し、山形地方裁判所民事部宛てに持参又は送付してください。 (1) 評価人候補者選考試験申込書 (2) 経歴書 (3) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の資格を証する書面（写し） （注）(1)の申込書及び(2)の経歴書の各用紙は、山形地方裁判所民事部、同新庄支部、同米沢支部、同鶴岡支部及び同酒田支部で交付します。

(申込みに当たっての注意事項)

- 1 申込書等の記載に不備がある場合には、所定の期間内に補正を求めることがあります。補正期間内に補正されないときには、有効な申込みとは認められないことがあります。
- 2 一度提出された申込書等は、返還いたしません。なお、他の用途に使用することはありません。
- 3 不動産執行事件の評価人は、自己の評価した競売物件に関する取引に関与できないなど、公正な評価に疑義を持たれるような行為を制限されています。このような行為がある場合は、候補者名簿から登録を削除されることがあります。

この募集手続及び評価人の執務内容に関する問い合わせ先
山形地方裁判所民事部

〒990-8531 山形市旅籠町二丁目4番22号
電話 023-623-9511 内線421